

第 10 節 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

令第 20 条第 4 項第 4 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 動力消防ポンプは、火災及び雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (2) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近（概ね 3 m 以内）に設けること。

2 性能

令第 20 条第 3 項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年自治省令第 24 号）第 16 条に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。

（第 10－1 表参照）

第 10－1 表

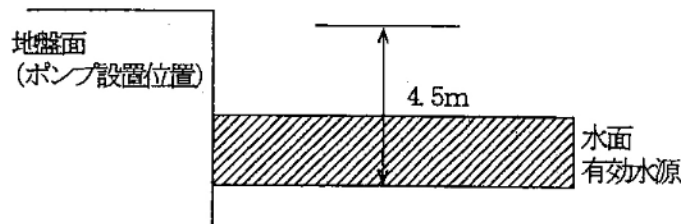
ポンプの 級別	規格放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /min)
A－1	0.85	2.80 以上
A－2	0.85	2.00 以上
B－1	0.85	1.50 以上
B－2	0.70	1.00 以上
B－3	0.55	0.50 以上
C－1	0.50	0.35 以上
C－2	0.40	0.20 以上

3 水源

令第 20 条第 4 項第 1 号及び第 3 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 水源水量

地盤面下に設けられている水源にあつては、その設けられている地盤面の高さから 4.5 m 以内の水量を有効水量とすること。（第 10－1 図参照）



第 10－1 図

(2) 水源水量の確保

ア 第 2 節 屋内消火栓設備 5. (3) を準用すること。

イ 河川、海水等の自然水を使用する場合は、次によること。

(ア) 水量は、 $0.8\text{m}^3/\text{min}$ 以上で、20 分間放水できること。

(イ) 水深は、40cm 以上確保できること。

4 器具

令第 20 条第 4 項第 2 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 吸管は、前 3. (2) に定める水源水量が有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、水源に部署した動力消防ポンプから防火対象物の各部分まで容易に到達できる本数を設けること。
- (3) ノズル等については、第 9 節 屋外消火栓設備 12. (2) を準用すること。
- (4) ホース及びノズル等は、設置される動力消防ポンプの付近に設置すること。◆